

近郊緑地保全区域における行為届出申請のあらまし

第2版

2024. 4

神戸市建設局公園部魅力創造課

1 はじめに

近畿圏の保全区域の整備に関する法律は、近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊緑地の保全その他保全区域の整備に関し特別の措置などを定め、保全区域内における緑地の保全に資することなどを目的とした法律です。この近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき、近郊緑地保全区域が定められています。

近郊緑地保全区域は、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域について指定されています。

近郊緑地保全区域内で建築物の建築等の行為を行う際には、あらかじめ、市長に届出をすることが必要です。このあらましには、その手続をまとめています。

神戸市内の指定面積

地区名	面積(ha)
六甲	9, 105
北摂連山	1, 382

2 届出が必要な行為(法第8条第1項、施行令第4条)

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 水面の埋立て又は干拓
- (5) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積

3 届出が不要な行為(法第8条第4項、施行令第6条・第7条)

区域内において、2に該当する行為を行う場合でも、次に掲げる行為については、届出は不要です。

(1) 保全区域整備計画に基づいて行う行為

以下の施設及びこれに類する施設のうち近郊緑地保全区域又は近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設について行う行為。

- イ 防火、防水若しくは防砂又は地すべり若しくは林地の荒廃の防止のための施設
- ロ 公園及び緑地
- ハ 道路、鉄道、索道、駐車場及びバスターミナル
- ニ 宿泊施設、食事施設及び休憩施設
- ホ キャンプ場、水泳場及びスキー場
- ヘ 水道、下水道及び汚物処理施設
- ト 前各号に掲げる施設に類する施設
- チ 博物館

(2) 法第9条第1項の規定による管理協定において定められた当該管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為

(3) 通常管理行為、軽易な行為

①次に掲げる建築物の新築、改築又は増築

- イ 地下に設ける建築物の新築、改築又は増築
- ロ 建築物の改築又は増築(改築又は増築に係る部分の高さ又は床面積の合計がそれぞれ5メートル又は10平方メートルを超えるものを除く。)

②次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。)の新築、改築又は増築

- イ 仮設の工作物の新築、改築又は増築
- ロ 地下に設ける工作物の新築、改築又は増築
- ハ 次に掲げる屋外広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。)の表示又は掲出のために必要な工作物の新築、改築又は増築
 - (a) 国又は地方公共団体が公共的目的をもつて表示し、又は掲出する屋外広告物
 - (b) 日常生活に関し必要な事項を表示する標識その他の屋外広告物
- ニ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)の新築、改築又は増築(新築、改築又は増築に係る部分の高さが20メートルを超えるものを除く。)
- ホ その他の工作物の新築、改築又は増築(新築、改築又は増築に係る部分の高さが5メートルを超えるものを除く。)

③次に掲げる土地の形質の変更

- イ 面積が60平方メートル以下の土地の形質の変更(高さが3メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴うものを除く。)
- ロ 地下における土地の形質の変更

④次に掲げる木竹の伐採

- イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ニ 仮植した木竹の伐採
- ホ 高さが15メートル以下の独立木(1.5メートルの高さにおける幹の周囲が

1. 5メートルを超えるものを除く。)の伐採
 - へ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- ⑤面積が60平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- ⑥面積が60平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積（高さが1.5メートルを超えるものを除く。）
- ⑦前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (a) 建築物の新築、改築又は増築
 - (b) 高さが5メートルを超える木竹の伐採
 - (c) 高さが1.5メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
- ⑧農業、林業又は漁業（以下「農業等」という。）を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - イ 建築物の新築、改築又は増築（新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計が90平方メートル以下の物置、作業小屋その他これらに類する建築物の新築、改築又は増築（以下「特定新築等」という。）を除く。）
 - ロ 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - ハ 宅地の造成（特定新築等のために必要な最小限度のものを除く。）又は土地の開墾
 - ニ 森林の皆伐（林業を営むために行うものを除く。）
 - ホ 水面の埋立て又は干拓
- (4) 近郊緑地保全区域が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為
- (5) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもの
 - ①高速自動車国道若しくは道路法（昭和27年法律第180号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道を除く。）とを連結する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
 - ②道路運送法による一般自動車道の造設（一般自動車道とこれ以外の道路（高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。）とを連結する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為
 - ③河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第一項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
 - ④独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第1号、第2号イ若しくは第3号（水資源開発施設に係る部分に限る。）に規定する業務又は同法附則第4条第1項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。）
 - ⑤砂防法（明治30年法律第29号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為
 - ⑥地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止工事の施行又は地

すべり防止施設の管理に係る行為

- ⑦森林法（昭和26年法律第249号）第41条第3項に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- ⑧土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- ⑨地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- ⑩独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為
- ⑪鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
- ⑫軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
- ⑬の2 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）による石油パイプライン事業の用に供する導管の設置又は管理に係る行為
- ⑭海岸法（昭和31年法律第101号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為
- ⑮航路標識法（昭和24年法律第99号）による航路標識の設置又は管理に係る行為
- ⑯港則法（昭和23年法律第174号）による信号所の設置又は管理に係る行為
- ⑰航空法（昭和27年法律第231号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダーの設置又は管理に係る行為
- ⑱気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- ⑲国又は地方公共団体が行う有線電気通信設備又は無線設備の設置又は管理に係る行為
- ⑳電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- ㉑有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）による有線放送電話業務の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- ㉒放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為
- ㉓電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- ㉔ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- ㉕水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池、下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
- ㉖警察署の派出所若しくは駐在所又は道路交通法（昭和35年法律第105号）による信号機の設置又は管理に係る行為
- ㉗市町村が行う消防法（昭和23年法律第186号）による消防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- ㉘府県又は水防法（昭和24年法律第193号）による水防管理団体が行う水防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- ㉙文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文

化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第143条第1項若しくは第2項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係る行為

- ㊸ 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物の保存に係る行為
- ㊹ 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- ㊺ 自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業又は府県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為

4 届出の手続(施行細則第2条・別表)

(1) 事前相談

他の規制の関係、届出の用不要、届出書等の記入方法等、留意点については必ず事前によくご確認ください。

(2) 届出書の提出

届出書に必要事項を記入し、以下の書類を添付の上、行為着手前に余裕をもって提出してください。尚、他の緑地規制と同時に届け出るときは、添付書類は省略可能です。

図面の種類	縮尺	部数
位置図	1/10,000以上	各1部
行為地及び周辺の概況図	1/5,000以上	
地形図	1/50,000以上	
配置図	1/1,000以上	
平面図	1/1,000以上	
立面図	1/1,000以上	
断面図	1/1,000以上	
構造図	1/1,000以上	
植栽計画図	1/1,000以上	

(3) 助言・勧告

市長は、届出をした者に対して、緑地の保全のため必要があるときは、必要な助言または勧告をすることがあります（法第8条第2項）。

(4) 市街化区域内に存する近郊緑地保全区域における開発事業の取り扱い

市街化区域内に存する近郊緑地保全区域のうち、良好な樹林地を形成している区域にあつての開発事業は、原則として開発面積の30%以上の緑地率を確保してください。

5 罰則(法第23条)

無届行為・虚偽の届出 三十万円以下の罰金

神戸市建設局公園部魅力創造課
電話 078-595-6463(直通) FAX 078-595-6469